

令和6年11月18日

加東市議会議長 岸本 眞知子 様

提出者

加東市議会議員 大城戸 聡子

賛成者

加東市議会議員

田村

加東市きらめき学資金支給条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

(内 容)

向学心旺盛な学生が、家庭の経済的事情により進学をあきらめることなく、加東市での活躍に留まらず、世界へ羽ばたく優秀な人材を育成、輩出するため、大学等（大学、短期大学、専門学校）への進学を希望する学生に対し、経済的な支援を行うもの。

(提出の理由)

文部科学省の「学校基本調査」によると、2023（令和5）年度の進学率（過年度卒を含む）は大学・短期大学61.1%、専門学校21.9%で合計83.0%に及んでいる。

このように進学率が上昇する中で、就学の意欲と能力を持ちながら経済的な不安を抱える高校生に対し、教育の機会均等を図るため給付型の学資金として進学時の受験費用、会場までの交通費・宿泊費、入学金などをまかなうための費用を支援するため、300,000円を給付する条例を提案する。

この条例は、加東市が、就学の意欲と能力を有する学生が家庭の経済状態に左右されることなく進学できるよう支援することを第一に、そして、加東市から有為な人材を輩出し、もって本市の振興と日本の発展に必要な人材育成の意義を併せ持つものである。



議員提出第 2 号議案

加東市きらめき学資金支給条例制定の件

加東市きらめき学資金支給条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

加東市議会議員 大 城 戸 聡 子

加東市条例第 号

加東市きらめき学資金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、就学の意欲と能力を有しながら、経済的理由により就学が困難な者に対して、加東市きらめき学資金として就学に要する経費の一部（以下「学資金」という。）を支給することにより、その就学を助成し、もって教育の機会均等及び次世代を担う人材の育成に資することを目的とする。

(支給対象)

第2条 学資金の支給を受けることができる者は、加東市に住民登録を有し継続して6か月を経過した世帯に属する者であり、高等学校又は国立高等専門学校に在学し、受験日が属する年度の末をもって卒業が見込まれ、又は大学入学資格を有する向学心旺盛で経済的理由により就学に困難がある者で、かつ、過去にこの学資金の給付を受けたことがない者とする。

(学資金の額等)

第3条 学資金の額は、1人30万円とする。

2 学資金の支給人員は、予算の範囲内で市長が定める。

3 学資金の用途は、受験料、受験のための交通費及び宿泊費並びに入学金等とする。

(支給の申請及び決定)

第4条 学資金の支給を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い決定する。

(支給の取消し)

第5条 学資金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）が、大学（短期大学を含む。）若しくは専門学校（以下「大学等」という。）の入学試験を受験しなかったとき又は大学等に入学しなかったときは、学資金の全部又は一部を返還しなければならない。

2 市長は、前項の規定により学資金の支給を取り消したときは、速やかに受給者に通知するものとする。

(学資金の返還)

第6条 市長は、前条の規定により学資金の支給を取り消したときは、受給者に対し学資金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【事業の概要】

1 事業の目的

就学の意欲と能力を有しながら、経済的理由により就学が困難な学生に対し、経済的支援を行うことで教育の機会均等を図るとともに進学を後押しすることを目的とする。

2 対象者

市内在住（継続して6か月以上）の高等学校（高等専門学校含む。）に在学し、受験日が属する年度の末をもって卒業見込み又は大学入学資格を有する学生。

- (1) 世帯の生計維持者及び本人の支給額算定基準額の合計が51,300円未満であること

※支給額算定基準額：次により算定した額

市民税の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）×3/4

※独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金で収入基準が第1区分から第3区分に該当する世帯

- (2) 学力評定が3.0以上であること

3 申請

申請書に本人及び生計維持者の所得証明書、調査票及び申請理由書を添付し提出

- (1) 本人及び生計維持者の所得・課税（非課税）証明書（全部事項証明）
- (2) 在籍する高等学校等が作成した調査票
- (3) 申請理由書（1,000文字から1,200文字程度）

4 支給対象者

収入、学力、作文を総合的に審査の上、20人（以内）に支給

5 支給額

1人当たり300,000円

6 その他（予定）

- (1) 申請受付は、4月1日から5月31日まで
- (2) 7月下旬頃、審査の結果、支給決定者に対し通知のほか、交付申請書及び学資金の請求書を送付（審査結果は申請者全員に通知する）
- (3) 支給決定者からの申請に基づき、11月までに交付決定及び支払いを行う。

1 目的について

日本政策金融公庫の教育一般貸付（国の教育ローン）の入学資金（入学金や受験費用など入学時の費用）は合格確認書類の提出が必要、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会の教育支援金・就学支援金は受験手続を行ってからの申請、独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金も入学後でないと支払われない。これらはすべて受験後合格通知を得てからのものである。よって、経済的理由で学生が受験をあきらめざるを得ない状況に陥るのを防ぎ、受験料などの就学にかかる経済的支援を行い、教育の機会均等を図る。

⇒もっと学びたい、資格を取って将来の夢を叶えたい高校生等の思いを支援。

83%も高等教育機関への進学がなされている中で、何も資格のないまま社会に出ることは、将来万一転職した際の賃金格差や、非正規労働で賃金の上昇が見込めず、それにより未婚や少子化へとつながっていく可能性が高いと予想される。このことは本人の人生設計を複雑困難にして、人生の満足度の低下及びひいては日本にとってもマイナス面が大であることより受験というスタート地点に立つことができるような支援。

2 支給対象者について

A：市内在住（継続して6か月以上）で、

B：高等学校（高等専門学校含む。）に在学し、

C-1：受験日が属する年度の末をもって卒業見込み

⇒ここでいう高等学校は、学校教育法におけるいわゆる一条校
定時制、通信制高校はこの部分に含まれる。

又は

C-2：大学入学資格を有する学生

⇒希望大学が大学受験を認めている朝鮮学校生、インターナショナルスクール通学者で卒業までに高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の有資格者の学生

(1) 所得要件について

世帯の生計維持者及び本人の支給額算定基準額の合計が51,300円未満

※支給額算定基準額：次により算定した額

市民税の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）×3/4（政令指定都市の場合）

※独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金で収入基準が第1区分から第3区分に該当する世帯

⇒奨学金を利用して進学を考える高校生等が受験費用の捻出が困難なことを理由にあきらめることがないようにすることが目的のため、給付型奨学金と

所得要件を合わせる。ただし、財源の問題から区分4は現時点では対象外とする。(今後、財源が確保された場合には対象拡大の検討)

(2) 能力

学力評定が3.0以上であること

⇒ある程度の成績が担保されていないと、学業の継続や資格取得という本来の目的が果たせない事態を避けるため一定の学力を有することとする。

独立行政法人日本学生支援機構の基準は「3.5」だが、第2学年までの成績になるため「3.0」とし、対象を広げている。

調査票については様式を定めず、各校の成績証明とすることで様式の事前調整が不要となるようにしたいと考える。

4 支給額

1人当たり300,000円

⇒30万円の根拠は、日本政策金融公庫の令和3年度「教育費負担の実態調査結果」による大学受験費用（国公立大学27.7万円～私立大学理系32.2万円）ならびに、同様の支援制度がある埼玉県さいたま市大学等「夢」支援では受験料53,000（上限）＋入学一時金250,000＝303,000円の支援を行っていることより、加東市においてもこれに遜色のない支援を設計

5 学資金の使途等

受験料、受験のための交通費及び宿泊費、入学金等

⇒受験料、受験のための交通費・宿泊費を支払後、余剰金が発生した場合には入学金等、就学にかかる費用への充当を可能とする。

(1) 進学した場合 30万円を支給し、大学入学後に学生証等の写しを提出

(2) 進学しなかった場合 受験したことを証する書類を提出

(支払額が30万円に満たない場合は返還を求める)

A：受験したが、全ての大学等に不合格だった場合

・・・一部返還（受験に要した費用以外を返還）

B：何らかの事由により、受験自体が全くできなかった場合

・・・全額返還

6 支給までのスケジュール（例）

(1) 申請受付 5月末まで

(2) 審査 6月～7月

(3) 結果通知 7月中旬

(4) 交付申請・支給 9月～10月